

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 オアシス	社会福祉 法人愛成 会	社会福祉 法人弘前 愛成園	社会福祉 法人愛成 会	社会福祉 法人弘前 愛成園	社会福祉 法人愛成 会	株式会社 オアシス	株式会社 オアシス	株式会社 アイセイ 東北	株式会社 アイセイ 東北	M i K株 式会社	メデイッ ク株式会 社
弘前市大 字館野三 丁目三三	〃	〃	弘前市大 字豊原一 丁目三	弘前市大 字館野三 丁目三三	弘前市大 字館野三 丁目三三	弘前市大 字館野三 丁目三三	弘前市大 字館野三 丁目三三	八戸市大 字門向九 の沙	八戸市大 字門向九 の沙	青森市堤 町二丁目 三	青森市堤 町二丁目 三
訪問介護		特定施設 入居者生 活介護		認知症対 応型共同 生活介護		訪問看護		〃		〃	〃
ヘルパー アシステ ーション オ		養護老人 ホーム津 軽ひかり 荘		グループ ホーム自 由ヶ丘		訪問看護 ステーション あびす		こまつや 薬局 アイセイ 大間	こまつや 薬局 アイセイ 大間	ひまわり 薬局小湊 店	ひまわり 薬局小湊 店
弘前市大 字館野三 丁目三三	弘前市大 字末広二 丁目六	弘前市大 字弘前五 の一	弘前市大 字百沢七 の五	弘前市大 字金属町 五の〇	弘前市大 字金属町 五の〇	弘前市大 字館野三 丁目三三	弘前市大 字末広二 丁目六	北平大 字下大間 〇の五七	北平大 字下大間 〇の五七	東津軽郡 内町大字 湊下七	東津軽郡 内町大字 湊下七
三・八・一		三・五・二 (事業所 所在地) 三・四・二 (事業者 名称)		二・四・一	二・四・一	三・八・一		三・四・一	三・四・一	三・二・一	三・二・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉 法人七戸 福祉会	社会福祉 法人七戸 福祉会	社会福祉 法人奥入 瀬会	社会福祉 法人奥入 瀬会	社会福祉 法人獄場 会	社会福祉 法人獄場 会	社会福祉 法人アン ド商	社会福祉 法人アン ド商
上北郡七 戸太田野 一丁目九 の四	上北郡七 戸太田野 一丁目九 の四	上北郡お い沼端一 三〇の七	上北郡お い沼端一 三〇の七	弘前市大 字一井四 四三の浅	弘前市大 字一井四 四三の浅	弘前市大 字境八の 一	弘前市大 字境八の 一
〃	〃	訪問介護	訪問介護	認知症対 応型共同 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護	福祉用具 貸与	福祉用具 貸与
城南ヘル パーセン ター	城南ヘル パーセン ター	訪問介護 事業所た んぼぼ	訪問介護 事業所た んぼぼ	グループ ホームパ インの森	グループ ホームパ インの森	サカエ福 祉サービ ス	サカエ福 祉サービ ス
上北郡七 戸太田野 一丁目九 の四	上北郡七 戸太田野 二丁目六 の一	上北郡お い沼端二 の六	上北郡お い沼端一 三〇の七	弘前市大 字一井四 四三の浅	弘前市大 字一井四 四三の浅	五所川原 市八の八	五所川原 市八の八
〃	〃	二・五・一	二・五・一	二・四・一	二・四・一	二・八・五	二・八・五

青森県告示第八百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
株式会社 町田アン 会	株式会社 オアシス	株式会社 オアシス	株式会社 オアシス	社会福祉 法人愛成	社会福祉 法人弘前 愛成園	株式会社 アイセイ	株式会社 アイセイ	株式会社 M i K 株	株式会社 クメイ	株式会社 ウエル	株式会社 ウエル	名称	介護予 防事業 者
弘前市大 字西田	弘前市大 字三丁目	弘前市大 字三丁目	弘前市大 字三丁目	弘前市大 字一丁目	弘前市大 字一丁目	八戸市大 字沙	八戸市大 字沙	青森市堤 町	青森市堤 町	平川市小 和	平川市小 和	主たる 事務所 所在地	
介護予 防用具 貸与	介護予 防用具 訪問	介護予 防用具 訪問	介護予 防用具 訪問	介護予 防用具 訪問	介護予 防用具 訪問	〃	〃	〃	〃	介護予 防用具 管理指 導	介護予 防用具 管理指 導	事業種 類	介護予 防
株式会社 サカエ福	株式会社 サカエ福	株式会社 サカエ福	株式会社 サカエ福	養護老 人ホーム	養護老 人ホーム	アイセイ 薬局大 間	アイセイ 薬局大 間	ひまわり 薬局小 湊	ひまわり 薬局小 湊	すずらん 調剤薬 局	すずらん 調剤薬 局	名称	介護予 防事業 所
弘前市大 字一丁目	弘前市大 字一丁目	弘前市大 字一丁目	弘前市大 字一丁目	弘前市大 字一丁目	弘前市大 字一丁目	北郡大 間	北郡大 間	東津軽郡 平	東津軽郡 平	平川市小 和	平川市小 和	所在地	
二九・八・五	二九・八・一	二九・八・一	二九・八・一	二六・五・二 (事業所 所在地) 二九・四・一 (事業種 類)	二六・五・二 (事業所 所在地) 二九・四・一 (事業種 類)	二六・四・一	二六・四・一	三二・二・一	三二・二・一	平成 二九・四・一	平成 二九・四・一	年月日 更新	

青森県告示第八百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉 法人七戸 福祉会	社会福祉 法人奥入 瀬会	社会福祉 法人奥入 瀬会	社会福祉 法人奥入 瀬会	社会福祉 法人奥入 瀬会	社会福祉 法人奥入 瀬会
上北郡七 戸	上北郡七 戸	上北郡七 戸	上北郡七 戸	上北郡七 戸	上北郡七 戸
〃	〃	〃	〃	〃	〃
城南ヘル パーセン ター	城南ヘル パーセン ター	城南ヘル パーセン ター	城南ヘル パーセン ター	城南ヘル パーセン ター	城南ヘル パーセン ター
上北郡七 戸	上北郡七 戸	上北郡七 戸	上北郡七 戸	上北郡七 戸	上北郡七 戸
〃	〃	〃	〃	〃	〃

区分	名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	年月日更新
	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者	年月日更新

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社介護サポート	株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	弘前市大字富田三丁目八の二〇	特定福祉用具販売事業者
株式会社介護サポート	株式会社介護サポート	弘前市大字川先一丁目六の一〇	弘前市大字川先一丁目六の一〇	特定福祉用具販売事業所
		平成二六・六・一	平成二六・六・一	変更年月日

青森県告示第八百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社町田アンド町田商会	株式会社町田アンド町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	弘前市大字境関字西田二八の一	特定福祉用具販売事業者
株式会社サカエ福祉サービス	株式会社サカエ福祉サービス	五所川原市字布屋町四一の六	五所川原市字布屋町四一の六	特定福祉用具販売事業所
		五所川原市字弥生町一八の八	五所川原市字弥生町一八の八	変更年月日
		平成二九・八・二五	平成二九・八・二五	

青森県告示第八百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
社会福祉法人内潟療護園	社会福祉法人幸友会	社会福祉法人青森社会福祉振興団	社会福祉法人青森社会福祉振興団	社会福祉法人嶽陽会	社会福祉法人愛成会	社会福祉法人弘前愛成園	社会福祉法人弘前愛成園	介護予防支援事業者
北津軽郡中泊町大字甘木一〇の二	北津軽郡中泊町大字若宮一九三	むつ市十二林一の一〇三	むつ市十二林一の一〇三	弘前市大字一四三の四	弘前市大字一四三の四	弘前市大字豊原一丁目一の三	弘前市大字豊原一丁目一の三	介護予防支援事業所
中泊町地域包括支援センター	中泊町地域包括支援センター	むつ市地域包括支援センター	むつ市地域包括支援センター	弘前市西部地域包括支援センター	弘前市西部地域包括支援センター	弘前市第三地域包括支援センター	弘前市第三地域包括支援センター	介護予防支援事業所
北津軽郡中泊町大字中里字宝森一〇の二	北津軽郡中泊町大字中里字宝森七〇の一	むつ市金谷二丁目二〇の二	むつ市金谷二丁目二〇の二	弘前市大字賀田二丁目四の二	弘前市大字賀田二丁目四の二	弘前市大字豊原一丁目一の二	弘前市大字豊原一丁目一の二	介護予防支援事業所
（事業所所在地）	（事業所所在地）	（事業所所在地）	（事業所所在地）	（事業所所在地）	（事業所所在地）	（事業所所在地）	（事業所所在地）	変更年月日
						平成二九・四・一	平成二九・四・一	

青森県告示第八百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
株式会社 M i K 株	株式会社 クメデイツ	株式会社 ウメアイ	株式会社 森種取三〇	名 称	居宅介護事業者
三二丁目一〇	青森市堤町	平川市小和	森種取三〇	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
〃	〃	管理指導	居宅療養	居宅介護事業の種類	〃
店薬局小湊	ひまわり	調剤薬局	調剤薬局	名 称	居宅介護事業所
四七	東津軽郡平	森種取三〇	平川市小和	所 在 地	所 在 地
三・二・一	〃	二九・四・一	平成	年月日	年月日

変更後	変更前	区 分	
株式会社 田商會	株式会社 田商會	名 称	特定介護予防福祉用具販売事業者
弘前市大字境	弘前市大字境	主たる事務所の所在地	〃
サカエ福祉サービス	サカエ福祉サービス	名 称	特定介護予防福祉用具販売事業者
五所川原市字布	五所川原市字布	所 在 地	所 在 地
二九・八・二五	平成	年月日	年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 田商會	株式会社 田商會	株式会社 オアシス	株式会社 オアシス	社会福祉法人 愛成園	社会福祉法人 愛成園	社会福祉法人 愛成園	社会福祉法人 愛成園	株式会社 オアシス	株式会社 オアシス	株式会社 東北アイセイ	株式会社 東北アイセイ
二境八の	弘前市大字	三館野二	弘前市大字	〃	〃	一豊原一	弘前市大字	三館野一	弘前市大字	門田九	八戸市大字
貸与	福祉用具	訪問介護	訪問介護	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	訪問看護	訪問看護	〃	〃
社サカエ	サカエ福祉	ヘルパー	ヘルパー	養護老人	養護老人	グループホーム	グループホーム	訪問看護	訪問看護	アイセイ	こまつや
五所川原	五所川原	三館野一	弘前市大字	一金属町	弘前市大字	三金属町	弘前市大字	三館野一	弘前市大字	〃	下北郡大間
二九・八・二五	〃	二九・八・一	〃	〃	〃	二九・四・一	〃	二九・八・一	〃	〃	〃

青森県告示第八百四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

青森県知事 三村 申 吾

区分	
名称	介護予防事業者
主たる事務の所在地	
事業の種類	介護予防
名称	介護予防事業所
所在地	
変更年月日	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人七戸福祉会	社会福祉法人奥入瀬会	社会福祉法人奥入瀬会	社会福祉法人奥入瀬会	社会福祉法人奥入瀬会	社会福祉法人奥入瀬会
上北郡七戸町字太田野一九の四	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一
〃	〃	訪問介護事業所たんぼぼ	訪問介護事業所たんぼぼ	訪問介護事業所たんぼぼ	訪問介護事業所たんぼぼ
上北郡七戸町字太田野一九の四	上北郡おいらせ町東下谷地六二二	上北郡おいらせ町東下谷地六二二	上北郡おいらせ町東下谷地六二二	上北郡おいらせ町東下谷地六二二	上北郡おいらせ町東下谷地六二二
〃	〃	〃	〃	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社アールエフ	株式会社オアシス	株式会社オアシス	株式会社オアシス	社会福祉法人愛成会	社会福祉法人愛成会	株式会社アイセイ東北	株式会社アイセイ東北	株式会社MICK	株式会社MICK	株式会社メディック	株式会社メディック
弘前市大字西田二八の一	弘前市大字館野一丁目三三の二	弘前市大字館野一丁目三三の二	弘前市大字館野一丁目三三の二	弘前市大字豊原一丁目三	弘前市大字豊原一丁目三	八戸市大字門前九の沙	八戸市大字門前九の沙	青森市堤町三丁目一	青森市堤町三丁目一	平川市小和森種取三〇の五	平川市小和森種取三〇の五
介護用具貸与	介護予防訪問介護	介護予防訪問介護	介護予防訪問介護	介護施設特定居生活者	介護施設特定居生活者	〃	〃	〃	〃	介護予防住宅管理指導	介護予防住宅管理指導
株式会社エフ	株式会社アールエフ	株式会社アールエフ	株式会社アールエフ	養護老人ホーム軽井沢	養護老人ホーム軽井沢	こまつや薬局	こまつや薬局	ひまわり薬局	ひまわり薬局	調剤薬局すずらん	調剤薬局すずらん
弘前市大字西田二八の一	弘前市大字館野一丁目三三の二	弘前市大字館野一丁目三三の二	弘前市大字館野一丁目三三の二	弘前市大字金属町五の一	弘前市大字金属町五の一	下北郡大間町字大間一五七〇	下北郡大間町字大間一五七〇	東津軽郡平内町大字下槻四七	東津軽郡平内町大字下槻四七	平川市小和森種取三〇の五	平川市小和森種取三〇の五
三・八・二五	三・八・一	三・八・一	三・八・一	（事業所所在地）（事業所名称）	（事業所所在地）（事業所名称）	三・四・一	三・四・一	三・二・一	三・二・一	平成三・四・一	平成三・四・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人七戸福祉会	社会福祉法人奥入瀬会	社会福祉法人奥入瀬会	社会福祉法人奥入瀬会	社会福祉法人奥入瀬会	社会福祉法人奥入瀬会
上北郡七戸町字太田野一九の四	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	上北郡おいらせ町東下谷地六二二	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
城南ヘルパーセンター	訪問介護事業所たんぼぼ	訪問介護事業所たんぼぼ	訪問介護事業所たんぼぼ	訪問介護事業所たんぼぼ	訪問介護事業所たんぼぼ
上北郡七戸町字太田野二六の一	上北郡おいらせ町東下谷地六二二	上北郡おいらせ町東下谷地六二二	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一
〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第八百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		

変更後	変更前
株式会社介護サポート	株式会社介護サポート
弘前市大字富田三丁目八の二〇	弘前市大字富田三丁目八の二〇
弘前市大字川先一丁目六の一〇	弘前市大字川先一丁目六の一〇
平成二九・六・一	平成二九・六・一

青森県告示第八百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
株式会社町田商会	株式会社町田商会	特定福祉用具販売事業者	株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	株式会社町田商会	五所川原市字布屋町四一の六	平成二九・八・一五

青森県告示第八百四十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二

